

事業者の方々への支援策

⇐併用不可⇐

売上高減少率	事業復活支援金 (申請期間：1/31～5/31)	第3弾えひめ版応援金 (申請期間：12/14～1/31 →～2/28まで延長)	売上高減少率	第4弾えひめ版応援金
0%			0%	
△15%		連続2か月 △15%以上 ・中小事業者 10万円 ・個人事業者 5万円	△15%	連続2か月 △15%以上 ・中小事業者 20万円 ・個人事業者 10万円
△30%	単月△30%～△50% ○中小事業者 60万円～150万円 ○個人事業者 30万円		△30%	単月△30%以上 ・中小事業者 20万円 ・個人事業者 10万円
△50%	単月△50%以上 ・中小事業者 100万円～250万円 ・個人事業者 50万円	単月△30%以上 ・中小事業者 10万円 ・個人事業者 5万円	△50%	

※事業復活支援金の金額は、支給上限額

いつもお世話になっております。コロナ対応の支援策に対して、色々な報道がされています。今回は良く耳にする、売上が減少した支援策について、簡単な判定と選択方法をまとめております。これらに、該当する場合は、更に申請手続きが必要となります。複雑な申請となっておりますので、問合せ先やホームページの検索先を記載しております。まずは、支給対象からご確認をお願いいたします。不明な点がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

西条市議会議員
真鍋 あきのぶ
090-3784-5913

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を支給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

相談窓口

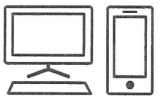
電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140
(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日)

ホームページ

事業復活支援金 検索

<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

	第3弾	第4弾
支給対象者	R3年10～12月のうち、次のいずれかに該当 ・任意の月の売上が前(前々)年同期比で△30%以上 ・任意の連続2か月の売上が前(前々)年同期比で△15%以上の中小企業者等 ※第2弾までの受給者も要件を満たせば受給可	R4年1～3月のうち、次のいずれかに該当 ・任意の月の売上がH31年～R3年の任意の年の同月比で△30%以上 ・任意の連続2か月の売上がH31年～R3年の任意の年の同期比で△15%以上の中小企業者等 ※第3弾までの受給者も要件を満たせば受給可 ※売上に時短協力金等は含まない
支給金額	中小事業者等：10万円 個人事業主：5万円	中小事業者等：20万円 個人事業主：10万円
支給対象外	○R3年8～9月に時短要請の対象となった飲食店 ○月次支援金(R3年10月分)・事業復活支援金を受給した事業者	○国の事業復活支援金を受給した事業者
事業主体	受付から支給事務まで県が担う	
応援金の使途	応援金を感染防止対策等に活用 ※アクリル板やCO2センサー等の感染対策資材の設置など	
お問合せ	申請要件等、詳しくはホームページをご覧ください。申請書はホームページよりダウンロードできます。 お問い合わせ先 えひめ版応援金(第3弾)事務局 〒790-0914 愛媛県松山市三町3丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階 コールセンター 089-909-9294 【受付時間】9:00～17:00(土日祝日・年末年始を含む全日) えひめ版応援金 第3弾 https://ehime-ouenkin.com 	

ポイント！
事業復活支援金と第3弾えひめ版応援金は、併用ができません。2/28までが第3弾の申請期限になりますので、早々の対応が必要です。

第4弾えひめ版応援金の申請は、調整中にて、改めて発表されます。